

国政参復第327号

平成21年12月25日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿
各地方運輸局 海事振興部長 殿
神戸運輸監理部 海事振興部長 殿
沖縄総合事務局 運輸部長 殿 (単名各通)

政策統括官付参事官 (複合物流)

「貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理方針等について」の細部取扱について (平成15年3月28日 国総貨復第223号) の一部改正について

標記について、今般下記のとおり改正したので通知する。

記

別紙「新旧対照表」参照

附則

この通達は、平成21年12月25日以降適用する。

通達新旧対照条文

○ 貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理方針等について」の細部取扱について
平成15年3月28日 国総貨複第223号

傍線の部分は改正部分

改正案	現行
<p>I～III 略)</p> <p>IV. 基本通達別紙 1 「登録確認項目」について</p> <p>A 第一種貨物利用運送事業</p> <p>1 事業遂行に必要な施設</p> <p>①～④について</p> <p>略)</p> <p>⑤について</p> <p>規模、構造及び設備については、⑦事業の計画並びに④当該施設の面積、構造及び付属設備を記載した書類により、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設であるかどうかを確認するものとする。</p> <p>。ただし、幹線輸送の前後の基幹となる保管施設 以下 基幹保管施設」) 以外の保管施設については、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設である等、当該貨物利用運送事業を遂行する上で適切な規模、構造及び設備を有するものであることを証する書類 様式例3(二)の添付をもって、保管施設の審査について適切に処理した</p>	<p>I～III 略)</p> <p>IV. 基本通達別紙 1 「登録確認項目」について</p> <p>A 第一種貨物利用運送事業</p> <p>1 事業遂行に必要な施設</p> <p>①～④について</p> <p>略)</p> <p>⑤について</p> <p>規模、構造及び設備については、⑦事業の計画並びに④当該施設の面積、構造及び付属設備を記載した書類により、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設であるかどうかを確認するものとする。</p>

ものとする。

2 略)

3 経営主体

登録拒否要件については、貨物利用運送事業法第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない旨を証する書類（様式例4）

① ② を添付させるとともに、③ 既存法人の場合は、④ 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本並びに⑤ 役員又は社員の名簿及び履歴書、⑥ 新設法人の場合は、⑦ 定款若しくは寄付行為の謄本又はこれらの案定款又は寄附行為の案の場合は、認証後速やかに定款又は寄附行為の謄本を提出させること）並びに⑧ 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書、⑨ 個人の場合は、⑩ 戸籍抄本及び⑪ 履歴書により、同法に規定する登録拒否要件に該当しないかどうかを確認するものとする。

なお、同法第6条第1項第4号の 役員 かなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）には、相談役及び顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼす者を含むものとする。

V. 基本通達別紙 1 許可審査項目」について

B 第二種貨物利用運送事業

1 事業計画の適切性

(一) 略)

(二) 事業遂行に必要な施設

① ～ ④ について

2 略)

3 経営主体

登録拒否要件については、貨物利用運送事業法第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない旨を証する書類（様式例3）

① ② を添付させるとともに、③ 既存法人の場合は、④ 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本並びに⑤ 役員又は社員の名簿及び履歴書、⑥ 新設法人の場合は、⑦ 定款若しくは寄付行為の謄本又はこれらの案定款又は寄附行為の案の場合は、認証後速やかに定款又は寄附行為の謄本を提出させること）並びに⑧ 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書、⑨ 個人の場合は、⑩ 戸籍抄本及び⑪ 履歴書により、同法に規定する登録拒否要件に該当しないかどうかを確認するものとする。

なお、同法第6条第1項第4号の 役員 かなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）には、相談役及び顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼす者を含むものとする。

V. 基本通達別紙 1 許可審査項目」について

B 第二種貨物利用運送事業

1 事業計画の適切性

(一) 略)

(二) 事業遂行に必要な施設

① ～ ④ について

略)

⑤について

規模、構造及び設備については、⑦事業の計画並びに④当該施設の面積、構造及び付属設備を記載した書類により、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設であるかどうかを審査するものとする。ただし、基幹保管施設以外の保管施設については、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設である等、貨物利用運送事業を遂行する上で適切な規模、構造及び設備を有するものであることを証する書類 様式例 3(㉔) の添付をもって、保管施設の審査について適切に処理したものとする。

2 事業の遂行能力

(1)、㉔ 略)

(3) 経営主体

①について

欠格事由については、貨物利用運送事業法第22条各号のいずれにも該当しない旨を証する書類 (様式例 4(㉔)) を添付させるとともに、⑦既存法人の場合は、①定款又は寄付行為及び登記簿の謄本並びに⑥役員又は社員の名簿及び履歴書、④新設法人の場合は、①定款若しくは寄付行為の謄本又はこれらの案 定款又は寄付行為の案の場合には、認証後速やかに定款又は寄附行為の謄本を提出させること並びに⑥発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書、⑨個人の場合は、①

略)

⑤について

規模、構造及び設備については、⑦事業の計画並びに④当該施設の面積、構造及び付属設備を記載した書類により、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設であるかどうかを審査するものとする。

2 事業の遂行能力

(1)、㉔ 略)

(3) 経営主体

①について

欠格事由については、貨物利用運送事業法第22条各号のいずれにも該当しない旨を証する書類 (様式例 3(㉔)) を添付させるとともに、⑦既存法人の場合は、①定款又は寄付行為及び登記簿の謄本並びに⑥役員又は社員の名簿及び履歴書、④新設法人の場合は、①定款若しくは寄付行為の謄本又はこれらの案 定款又は寄付行為の案の場合には、認証後速やかに定款又は寄附行為の謄本を提出させること並びに⑥発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書、⑨個人の場合は、①

戸籍抄本及び⑥履歴書により、同法に規定する欠格事由に該当しないかどうかを審査するものとする。

なお、同法第22条第1号により第6条第1項第4号で規定する役員 いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)には、相談役及び顧問等として事業の経営に關与し、実質的に影響力を及ぼす者を含むものとする。

②について
略)

3～5 略)

VI 略)

別表1 第一種貨物利用運送事業の登録申請書類一覽表

添付書類

①、② 略)

③貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類

○ 略)

・ 略)

・ 略)

・ 基幹保管施設以外の保管施設について、適切な規模、構造及び設備を

戸籍抄本及び⑥履歴書により、同法に規定する欠格事由に該当しないかどうかを審査するものとする。

なお、同法第22条第1号により第6条第1項第4号で規定する役員 いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)には、相談役及び顧問等として事業の経営に關与し、実質的に影響力を及ぼす者を含むものとする。

②について
略)

3～5 略)

VI 略)

別表1 第一種貨物利用運送事業の登録申請書類一覽表

添付書類

①、② 略)

③貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類

○ 略)

・ 略)

・ 略)

有するものであることを証する書類 宣誓書)

②～⑦ 略)

別表2 第二種貨物利用運送事業の許可申請書類一覧表

添付書類

① 略)

②貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類

○ 略)

・ 略)

・ 略)

・ 略)

・ 略)

・ 略)

・ 基幹保管施設以外の保管施設について、適切な規模、構造及び設備を有するものであることを証する書類 宣誓書)

・ 略)

・ 略)

・ 略)

・ 略)

・ 略)

③～⑦ 略)

④～⑦ 略)

別表2 第二種貨物利用運送事業の許可申請書類一覧表

添付書類

① 略)

②貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類

○ 略)

・ 略)

・ 略)

・ 略)

・ 略)

・ 略)

・ 略)

・ 略)

・ 略)

・ 略)

・ 略)

③～⑦ 略)

様式例 1(一)
略

様式例 1(2)
略

様式例 2(一)
略

様式例 2(2)
略

様式例 1(一)
略

様式例 1(2)
略

様式例 2(一)
略

様式例 2(2)
略

〇〇運輸局長

〇 〇 〇 〇 殿

現住所

氏名 〇 〇 〇 〇

生年月日 昭和 年 月 日

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第4条第2項、同法施行規則第4条第2項第1号ロ及び第3号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、基幹保管施設以外の保管施設について、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設であり、貨物利用運送事業を遂行する上で適切な規模、構造及び設備を有するものであることを宣誓いたします。

平成 年 月 日

氏名 〇 〇 〇 〇 印

〇〇運輸局長

〇 〇 〇 〇 殿

現住所

氏名 〇 〇 〇 〇

生年月日 昭和 年 月 日

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第〇二条第2項、同法施行規則第〇〇条第1項第6号及び第〇条第1項第2号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、基幹保管施設以外の保管施設について、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設であり、貨物利用運送事業を遂行する上で適切な規模、構造及び設備を有するものであることを宣誓いたします。

平成 年 月 日

氏名 〇 〇 〇 〇 印

〇〇運輸局長

〇 〇 〇 〇 殿

現住所

氏名

生年月日

〇 〇 〇 〇

昭和 年 月 日

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

氏名 〇 〇 〇 〇 印

〇〇運輸局長

〇 〇 〇 〇 殿

現住所

氏名

生年月日

〇 〇 〇 〇

昭和 年 月 日

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

氏名 〇 〇 〇 〇 印

〇〇運輸局長

〇 〇 〇 〇 殿

宣 誓 書

現住所

氏名

生年月日

〇 〇 〇 〇

昭和 年 月 日

貨物利用運送事業法第22条各号のいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

氏名 〇 〇 〇 〇 印

〇〇運輸局長

〇 〇 〇 〇 殿

宣 誓 書

現住所

氏名

生年月日

〇 〇 〇 〇

昭和 年 月 日

貨物利用運送事業法第22条各号のいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

氏名 〇 〇 〇 〇 印